

奈良教育大学課外教育活動施設使用規則

平成20年5月29日  
制 定

(設置)

第1条 奈良教育大学(以下「本学」という。)に、本学学生の課外教育活動施設として課外活動共用施設(サークル共用棟)(以下「共用施設」という。)及び音楽練習室(以下「練習室」という。)を置く。

(目的)

第2条 共用施設及び練習室は、本学学生の課外活動を促進し、豊かな人間形成に資することを目的とする。

(管理運営)

第3条 共用施設及び練習室に管理運営責任者を置き、副学長(教育担当)をもって充てる。

2 共用施設及び練習室の管理運営は、法令等に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(使用者)

第4条 共用施設を使用できる者は、課外活動を目的として学長に届け出て承認を得た学生の団体(以下「団体」という。)及び本学の教職員とする。練習室を使用できる者は、団体とする。

(使用できる室及び用途)

第5条 共用施設には、団体等に貸与できる室を置き、次の区分及び用途に使用できるものとする。

(一) 短期使用(1日単位の貸与)

- ア 会議室 会議、研修会等に使用する。
- イ 多目的スペース 音楽、演劇の練習及びトレーニング等に使用する。
- ウ 資料作成室 資料の印刷・作成等に使用する。

(二) 長期使用(最長、学期単位の貸与)

- ア 文化会室 文化系サークルを統括する団体(文化会)が打合せ等を使用する。
- イ 体育会室 体育系サークルを統括する団体(体育会)が打合せ等を使用する。
- ウ 倉庫 各サークル固有の物品等の保管場所として使用する。

2 練習室には、団体に貸与できる室を置き、次の用途に長期使用(最長、学期単位の貸与)できるものとする。

(一) 練習室1・2 文化系サークルに所属する団体が、楽器演奏等の練習に使用する。

(二) 倉庫1・2 文化系サークルに所属する団体が、楽器保管等に使用する。

(使用日時)

第6条 共用施設及び練習室を使用できる日及び時間は、次のとおりとする。ただし、管理運営責任者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(一) 使用日 月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第17

8号」に規定する休日、12月28日から翌年1月4日まで及び入学試験等で臨時休業期間を除く。)

(二) 使用時間 午前9時から午後9時まで

(使用手続等)

第7条 共用施設及び練習室を使用する場合は、次の期間内にそれぞれ所定の使用願を学生支援課に提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。

- (一) 短期使用の場合 原則として使用日の2日前まで
- (二) 長期使用の場合 原則として使用日の2週間前まで
- 2 使用申込期間が複数の団体等で重複した場合は、相互に調整することとする。
- 3 共用施設及び練習室の鍵の取扱い及び保管は、学生支援課で行う。ただし、勤務時間外については、守衛室で行う。

(遵守事項)

第8条 共用施設及び練習室を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (一) 共用施設及び練習室は禁煙とする。
- (二) 願い出た使用目的以外の使用及び転貸はしないこと。
- (三) 使用時間を厳守すること。
- (四) 使用を許可された室は、常に清潔に保つこと。
- (五) 火気の手扱い及び火災予防に十分留意すること。
- (六) 設備、備品等を無断で、模様替え、移動等しないこと。
- (七) 掲示その他これに類することは、許可された場所以外では行わないこと。
- (八) 使用後は清掃及び消灯し、すべて原状に戻し、学生支援課の点検を受けること。
- (九) その他学生支援課の指示に従って適正に使用すること。

(使用許可の取消)

第9条 管理運営責任者は、次の各号により、使用の取り消し又は、使用を中止させることができる。

- (一) 本規則及び使用許可条件に違反した場合
- (二) 管理運営上支障をきたすと認められる場合
- (三) 団体の解散その他の事由により使用目的が消滅した場合
- (四) その他管理運営責任者が不相当と認めた場合

(損害の弁償)

第10条 共用施設及び練習室の使用を許可された団体等が、故意又は過失により設備、備品等を破損又は滅失した場合は、その損害を全額弁償しなければならない。

(事務)

第11条 共用施設及び練習室に関する事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、共用施設及び練習室の使用に関し必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年 5月29日から施行する。

## 奈良教育大学課外活動共用施設(サークル共用棟)使用願

平成 年 月 日

管理運営責任者 殿

使用申込者欄	承認を得た学生の団体	本学の教職員
使用責任者欄	氏名	印
( 顧問教員の承認：氏名 <span style="float: right;">印</span> )		

**使用責任者欄**

- ・学生の団体は、氏名、学生番号、住所、電話番号を記入すること。また、顧問教員の承認を受けること。
- ・本学教職員の場合は、氏名、所属、住所、電話番号を記入すること。

下記のとおり使用したいので許可をお願いします。

なお、使用にあたっては、奈良教育大学課外教育活動施設使用規則の遵守事項を遵守します。

使用室 及び 希望期間	短期使用	1 会議室 (            ) 2 多目的スペース (            ) 3 資料作成室	年 月 日	時 分 から	時 分 まで			
	長期使用	1 文化会室 2 体育会室 3 倉庫 ( 1F・2F )	年 月 日 から	年 月 日 まで				
使用人員	名	内 訳	本学学生	名	教職員	名	その他(他大学等)	名
使用目的								
備 考								

使用希望施設の番号を 印で囲むこと。会議室及び多目的スペースには室番を記入し、倉庫は1F又は2Fを 印で囲むこと。

# 奈良教育大学課外活動共用施設(サークル共用棟)使用許可書

平成 年 月 日

使用責任者

殿

学生支援課長 印

平成 年 月 日付けで願い出のあったことについて、承認が得られたので下記のとおり使用を許可する。

使用室 及び 使用期間	短期使用	1 会議室 ( ) 2 多目的スペース ( ) 3 資料作成室	年 月 日	時 分から 時 分まで
	長期使用	1 文化会室 2 体育会室 3 倉庫 ( 1F・2F )	年 月 日 から 年 月 日 まで	
許可条件	使用にあたっては、奈良教育大学課外教育活動施設使用規則遵守事項を遵守すること。			
備考				

## 奈良教育大学課外活動施設(音楽練習室)使用願

平成 年 月 日

管理運営責任者 殿

使用申込者

使用責任者 学生番号

氏 名 印

住 所

電話番号

顧問教員 氏 名 印

下記のとおり使用したいので許可をお願いします。

なお、使用にあたっては、奈良教育大学課外教育活動施設使用規則遵守事項を遵守します。

使用室 及び期間	長期使用	1. 練習室 1	年	月	日	から
		2. 練習室 2	年	月	日	まで
		1. 倉庫 1	年	月	日	から
		2. 倉庫 2	年	月	日	まで
使用人員	名	内 訳	本学学生			名
			教職員			名
			その他(他大学等)			名
使用目的						
備考						

使用希望施設の番号を 印で囲むこと。

# 奈良教育大学課外活動施設(音楽練習室)使用許可書

平成 年 月 日

使用申込者

使用責任者

学生番号

氏 名 殿

学生支援課長 印

平成 年 月 日付けで願い出のあったことについて、承認が得られたので下記のとおり使用を許可する。

使用室 及び期間	長期使用	1. 練習室 1	年 月 日 から
		2. 練習室 2	年 月 日 まで
		1. 倉庫 1	年 月 日 から
		2. 倉庫 2	年 月 日 まで
許可条件	使用にあたっては、奈良教育大学課外教育活動施設使用規則遵守事項を遵守すること。		
備考			